

学校法人 医療創生大学
千葉・柏リハビリテーション学院における
ハラスメントの防止等に関する規程

2020年4月1日
制定

(目的)

第1条 この規定は、本学におけるハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」とする。）に関し、必要な事項を定めることにより、本学の教職員、学生及び関係者の人権を擁護し、利益を保護し、適切な教育環境、職場環境を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、ハラスメントとは、相手の意に反して行われる不合理かつ不適切な言動をいい、次の各号に掲げるところをいう。

1) セクシャル・ハラスメント

他者を不快にさせる性的な言動

2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において行われる客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動

3) パワー・ハラスメント

職権などのパワーを背景とする客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動

4) マタニティ・ハラスメント

妊娠、出産、育児休業等の取得等を理由とする、上司・同僚等による就業環境を害する行為

5) その他のハラスメント

前各号のハラスメントにはあたらないが、相手方の意に反して行われる正当性のない嫌がらせの言動

(教職員の責務)

第3条 本学の教職員は、この規定の定めるところに従い、前条に定めるハラスメントの行為をおこなわないようにしなければならない。

(監督者の責務)

第4条 教職員を監督する地位にある者は、次の各号に留意して、ハラスメントの防止等に努めなければならない。

1) 日常の業務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、教職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。

2) 教職員の言動に十分な注意を払うことにより、第2条に定めるハラスメントの行為が生じることがないように配慮すること。

(委員会)

第5条 第1条に掲げる目的を達成するため、事務長、各学科長からなるハラスメント防止・対策委員会を置く。

- 2 ハラスメント防止・対策委員会は教職員、学生および関係者より訴えがある場合、もしくは該当事案が発生した場合、即座に委員会を開き問題の解決を図る。また今後の防止策を公表する。

(運用)

第6条 この規定の運用上、必要な事項については、ハラスメント防止・対策委員会の意見を聴いて、学院長が定める。

(特別委員会への委任)

第7条 学院長は、当該事案の解決のため必要と認めるときは、理事長に対し、特別委員会の設置を要請し、これに委ねるものとする。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、ハラスメント防止・対策委員会の意見を聴いて、学院長がこれを行う。